

令和7年度 東京都立神津高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを未然に防ぎ、いじめの兆候を把握した際は学校一丸となり、いじめ問題に取り組む。
- (2) いじめを見て見ぬふりをしない学校を作る。
- (3) 保護者・地域・関係機関と連携していじめ問題に取り組む。
- (4) 被害の子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に守り通す。

2 学校及び教職員の責務

いじめ問題において、重要なのは未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処である。教職員は、いじめがどの学校でも起こりうるという前提を持ち、いじめの把握・把握した場合の確実な対処を行わなくてはならない。その際、被害者・加害者に適切な対応をし、保護者・地域・関係機関と連携して問題の解決に取り組む必要がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ問題に組織的に対応する校内体制を整え、運用する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- スクールカウンセラーによる全員面接を通じた、いじめの早期発見
- いじめの未然防止、いじめ発見時の対応の検討
- 重大事態発生時の対応、各報告

ウ 会議

- 学年会毎に生徒に関する情報共有を行い、未然防止に努める。
- いじめの兆候把握など、必要に応じて会議を開き、情報交換を行い、スクールカウンセラーからの意見やアドバイスを参考に、方策を検討する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭代替、スクールカウンセラーに生活指導部と教育長を加えて委員とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会と連携をとり、支援を行う。
- 警察、神津島村教育委員会等関係機関と連絡をとり、協力体制を確立する。
- 地域住民との連携を図り、高校のいじめ防止対策への地域の理解を深め、協力できるサポート体制を作る。

ウ 会議

年に3回、必要時は随時、会議を開き、高校におけるいじめ防止の計画と校内の状況を報告し、協議委員と意見交換し、地域と連携したいじめ防止対策を検討する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会の委員が兼務する。

内部委員：校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任

協議委員：神津島村教育委員会教育長、神津島村立神津中学校長、

神津島村教育委員、神津島村立神津小学校長、神津島村漁業協同組合長、神津島南駐在所長、都立神津高校同窓会会長、神津高等学校PTA会長、しらすな寮長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア ふれあい月間などを通じて、暴言・暴力を許さない意識の醸成を図る。
- イ 学校行事や LHR で講話などを行い、いじめが許されないものであることを生徒に周知する。
- ウ 校内研修を通じて、教職員のいじめ防止に対する指導力の向上を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ア 学年会などで生徒情報を共有し、生徒の行動や変化に気を配ることで、いじめの兆候を発見する。
- イ スクールカウンセラーによる生徒全員面接、授業観察を行う。
- ウ 担任による生徒個人面談（必要に応じて三者面談）で、本人や周囲の様子を把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 被害の生徒、加害の生徒、周囲の生徒への聞き取りを速やかに行う。
- イ 被害の生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーと連携したケアを行う。
加害の生徒に対し、組織的・継続的な観察・指導を行う。
- ウ いじめを伝えた生徒の安全を確保する。
- エ 被害の生徒、加害の生徒の保護者の他、地域・関係機関に連絡をとり、指導を行う体制を整える。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害の生徒に対し、別室登校や教員のマンツーマンの保護（目を離さない）といった対応をとる。
- イ スクールカウンセラーによるケアを行う。
- ウ 被害生徒の保護者と密に連絡をとり、保護体制を確立する。帰宅後の様子など、家庭状況の把握を行う。
- エ 加害の生徒に対し、別室での学習、警察への相談や通報、懲戒や出席停止などの対応をとる他、保護者と連絡をとり生徒のケアや指導の説明を行う。

5 教職員研修計画

いじめ防止基本方針を教員が理解しているか、またいじめ問題への取組を教員が確実にできるかを確認するため、校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA 総会や保護者会で、本校のいじめ防止の基本方針について説明する。
- (2) いじめ把握の際は、被害・加害の生徒保護者の面談を行う。その際は、スクールカウンセラーの活用を図る。必要に応じて臨時保護者会を開く。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 定期的に神津小学校、神津中学校、神津島南駐在所と連携し、3校連絡会を開催し情報交換を行う。
- (2) 学校運営連絡協議会で、委員に本校のいじめ防止の基本方針について周知する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「学校評価アンケート」を通じて、生徒・保護者・地域・教職員の評価を集め、次年度に向けた基本方針の改善を図る。
- (2) 学校いじめ対策委員会や教職員研修等で、年度末に一年の活動を振り返り、次年度への課題を明確にする。